

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成十九年十二月二十七日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
			加賀美和正

監査の結果（平成19年12月18日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成18年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が8機関です。

監 査 対 象 機 関 一 覧 表

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	呉地域事務所	平成19年10月23日	平成19年10月17日 ～19日	実地監査
2	芸北地域事務所	平成19年11月6日	平成19年10月31日 ～11月2日	
3	東広島地域事務所	平成19年10月16日	平成19年10月9日 ～12日	
4	福山地域事務所	平成19年10月30日	平成19年10月24日 ～26日	
5	東京事務所	平成19年11月9日	平成19年11月9日	
6	三次高等技術専門校 ※	平成19年11月7日	平成19年11月7日	
7	芸北教育事務所	平成19年11月13日	平成19年11月13日	
8	祇園北高等学校 ※	平成19年12月18日	平成19年11月9日	書面監査

(注) 機関名に※印を表記してある機関については、事務局職員の職員の行う財務調査の一部を公認会計士が実施した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 呉地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域（平成19年4月1日現在）

局名等	所在地	所管区域
総務局	呉市西中央一丁目3番25号	呉市, 江田島市
税務局		
厚生環境局 呉地域保健所		
農林局		
建設局	呉市西中央一丁目3番25号	【土木に関する事務】 呉市 【建築に関する事務】 呉市, 江田島市

- ・管内の状況 面積 454.26 k m² 人口 280,942 人（平成17年国勢調査）
- ・組織体制 5局, 24課, 1事業所, 1事務所 237人（平成19年4月1日現在）

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 呉地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課, 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務課, 沖美農業水利改良事業所
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 建築課, 野呂川ダム管理事務所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・長期継続契約の状況
- ・物品調達（購入）の状況
- ・公用車の管理状況
- ・公共工事のコスト削減の取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区分	長期未納（滞納繰越分） 〔監査日現在確認分〕	参考 前回監査時 (平成17年10月)
個人県民税	252,324,260円	344,978,675円
法人県民税	9,398,957円	14,834,936円
個人事業税	28,342,618円	55,252,572円
法人事業税	40,973,457円	70,721,727円
不動産取得税	59,861,685円	52,483,514円

自動車税	57,324,315円	69,575,562円
特別地方消費税	403,026円	2,454,761円
過少申告加算金	18,082円	4,029,800円
不申告加算金	237,100円	346,700円
重加算金	8,447,579円	15,509,267円

(厚生環境局)

知的障害者援護施設入所負担金	1人 19,100円	1人 19,100円
生活保護費に係る戻入金・返還金	65人 26,339,295円	65人 27,148,436円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	34人 10,820,886円	37人 12,018,506円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 583,130円	2人 693,830円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	159人 39,405,757円	152人 34,822,967円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,467,573円	7人 3,592,297円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	18人 231,284円	22人 299,312円
母子福祉資金に係る戻入金	5人 630,500円	2人 258,000円

(建設局)

施設使用料	2人 366,260円	2人 366,260円
漁港使用料	4人 1,062,308円	3人 1,114,200円
道路使用料	7人 214,680円	4人 81,580円
河川使用料	4人 4,198円	—
砂防設備使用料	3人 6,373円	2人 2,230円
公有水面使用料	12人 486,560円	7人 587,850円
海岸使用料	1人 4,320円	—
住宅使用料	36人 4,885,008円	28人 4,703,740円
駐車場使用料	19人 288,074円	12人 98,900円
雑収 (ガードレール破損の補修費用)	1人 105,060円	1人 105,060円

イ フェリー券及び有料道路通行券の管理について

フェリー券及び有料道路通行券において、使用簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致しないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

ウ 委託契約の事務処理について

委託契約において、予定価格の設定を行わず、また、見積書を2者以上から徴取すべきところ、見積書を徴さず前年度受託者と随意契約していた。適正な事務処理に努められたい。(厚生環境局)

- ・試験検査器材の洗浄業務委託契約

エ 工事請負契約における変更契約について

工事請負契約において、1件50万円以上の工事内容の変更に係る指示については、工事内容変更通知書により指示すべきところ、工事打合せ簿により指示を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。(農林局)

- ・生活環境保全林整備事業 水尻地区 森林整備工事 NO13 (平成18年度)

オ 工事完了による引継について

工事請負契約において、工事の完了検査年月日より前に引渡書を受けていた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

- ・地方港湾蒲刈港海岸公有地造成護岸等整備工事 (平成17年度)
- ・完成通知書の年月日 平成18年5月9日
- ・完了検査年月日 平成18年5月15日
- ・引渡書の年月日 平成18年5月9日

【意見】

ア 公用車の管理状況について

平成 19 年 9 月 1 日現在の公用車の台数は 47 台で、平成 16 年度に比べ 41 台削減されている。しかし、平成 19 年 4 月から 8 月までの公用車の稼働率は 45.1%と、目安とされている 60%を大きく下回っている。

このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。

[第 3 参考資料：資料番号 3 参照]

イ 公債権の滞納繰越額の縮減について

公債権（滞納処分为例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあつた。児童扶養手当や漁港使用料、公有水面使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局）

ウ 委託契約の契約方法について

警固屋音戸バイパス及び豊島大橋の整備については、平成 9 年度と平成 11 年度に締結した広島県道路公社との基本協定書に基づき実施することとし、毎年実施する工事や測量等については、年度当初にそれらを一括して同公社と委託契約を締結しているが、その委託契約締結時において、予定価格を定める事務を行っていないあつた。

また、委託契約の履行は、同公社から提出される「委託業務完了報告書」の書面審査のみで確認し、完成物の引渡しを受けていた。

広島県道路公社との委託契約においても地方自治法等の法令規則に従って、予定価格の設定や県工事の際に行う完了検査を実施する必要がある。（建設局）

エ 河川の不法占用について

河川の使用において不法占用となっているものがあつた。「河川における不法行為対策指針」（平成 17 年 11 月改訂。以下「指針」という。）に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあつた。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。（建設局）

(3) 付記

ア 物品調達（購入）の状況について

物品調達は、各地域事務所ごとに行われているが、作業服等貸与品など、他の機関と発注数量を取りまとめて発注すれば安価に購入できることが期待できるものについては、他の機関と数量を取りまとめて調達できるよう、本庁に提案していただきたい。（総務局）

[第 3 参考資料：資料番号 2 参照]

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組まれており、コスト縮減額は、各部が定めた作成基準によりコスト縮減算定表を作成し、算出している。

平成 18 年度は、コスト縮減算定表の作成件数が作成基準によるコスト縮減算定表対象件数を下回る地域事務所があつたが、平成 19 年度は、概ね基準どおりコスト縮減算定表が作成されていた。

今後も引き続き、作成基準に従いコスト縮減算定表を作成し、コスト縮減に努めていただきたい。(農林局, 建設局)

[第3 参考資料：資料番号4参照]

ウ 職員の意識改革について

官から民へ、国から地方へという時代の潮流の中で、危機的財政状態や市町への事務・権限の移譲に伴う事務事業の大幅な見直しなど、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化していることから、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

呉地域事務所においても、職員の資質向上等に努められているところであるが、行政課題や施策目標に係る共通認識の深化を進めるため、職場研修や情報共有の強化になお一層取り組んでいただきたい。

エ 危機管理体制の強化について

災害等における危機管理対応については、確実な情報伝達と迅速な初動体制の構築が重要であることから、関係団体等との密接な連携のもと、地域事務所として迅速な対応ができるよう、組織内部の緊急連絡体制の確認を適宜行うとともに、権限移譲の進展により役割分担が変化した市町との連携確保のため、年度当初に市町との合同訓練を実施するなど、引き続き危機管理体制の強化に努めていただきたい。

オ 権限移譲の推進について

市町に対する事務・権限移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、移譲が進められているが、小規模市町において専門職員等の人材の確保や、職員研修体制の確保が困難である等の事務・権限移譲推進上の課題があり、移譲が進まない項目も見受けられるところである。

今後とも、近隣の市町との共同処理などを検討した上で、県と市町の間で十分な協議、調整を引き続き行い、事務・権限の移譲の推進に努めていただきたい。

2 芸北地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

・所在地、所管区域 (平成19年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	広島市安佐北区可部四丁目 12番1号	安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
税務局		広島市安佐北区, 広島市安佐南区, 安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
厚生環境局 芸北地域保健所		安芸高田市, 北広島町, 安芸太田町
農林局		
建設局	山県郡安芸太田町加計3087	北広島町, 安芸太田町

・管内の状況 面積 1,526.28k㎡ 人口 62,191人 (平成17年国勢調査)

・組織体制 5局, 21課 242人 (平成19年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税第一課, 課税第二課
厚生環境局 芸北地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 家畜保健衛生課 (家畜保健衛生所), 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課
建設局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務第一課, 工務第二課

イ 地域事務所重点監査項目

- ・長期継続契約の状況
- ・物品調達（購入）の状況
- ・公用車の管理状況
- ・公共工事のコスト縮減の取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 17 年 10 月)
個人県民税	35,468,004円	34,012,225円
法人県民税	13,168,917円	15,712,163円
個人事業税	63,235,287円	112,011,363円
法人事業税	24,165,746円	22,636,165円
不動産取得税	87,530,662円	106,858,784円
自動車税	157,381,964円	223,495,924円
過少申告加算金	46,200円	5,900円
不申告加算金	1,556,300円	675,656円
重加算金	3,439,400円	4,987,556円

(厚生環境局)

生活保護費に係る戻入金及び返還金	17人	1,022,737円	17人	1,249,361円
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	1人	229,000円	2人	333,700円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	22人	4,557,791円	23人	5,026,817円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	12人	861,500円	11人	952,700円

(農林局)

工事請負契約に係る違約金	1人	286,650円	1人	286,650円
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人	79,058円	1人	79,058円

イ 土地売買契約書中の取得土地の表示について

次の事業における土地売買契約書中の取得土地の表示について、他の地権者に係る取得土地が含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

なお、土地売買契約書における契約金額については、適正な算出であった。(農林局)

- ・県営中山間地域総合整備事業 安芸しよくの郷地区 今田集落道工事 (平成 18 年度)

ウ 工事請負契約における中間検査について

工事請負契約において、請負金額 1 億円以上の土木工事の執行に当たっては、中間検査を 2 回行うこととされているが、1 回しか行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(農林局、建設局)

- ・地域防災対策総合治山事業 山腹工事 工事番号第 10 号 (平成 18 年度) (農林局)
- ・下無念谷川 通常砂防工事 (平成 17～18 年度) (建設局)
- ・(国) 186 号 交通安全施設 1 種・公共工事 (平成 17～18 年度) (建設局)

エ 毒物・劇物の管理について

(ア) 毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

鍵がかかっていない保管場所があったり、保管場所に毒物及び劇物以外のものと混在して保管しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(農林局家畜保健衛生所)

根拠	①「毒物及び劇物取締法」第 11 条 (毒物又は劇物の取扱)
	②「昭和 52 年 3 月 26 日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

(イ) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないとされているが、これらの表示がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(農林局家畜保健衛生所)

根拠	「毒物及び劇物取締法」第 12 条 (毒物又は劇物の表示) ※上記は同法別条文により、業務上取扱者である県の機関にも適用される。
----	---

【意見】

母子福祉資金の滞納繰越額の縮減について

母子福祉資金に係る滞納繰越額は 5,419,291 円で、前回 (平成 17 年度) の監査時に比べ 560,226 円減少しているが、その債権管理において、催告状の送付や連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求が行われていなかった。母子福祉資金の債権管理に当たっては、貸付時や償還開始時、延滞発生時の借主、連帯借主への対応はもとより、連帯保証人に対する連帯保証債務の履行請求等についても「母子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」どおり実施するよう徹底し、滞納の新規発生の防止と滞納繰越額の一層の縮減に努める必要がある。(厚生環境局)

(3) 付 記

ア 物品調達 (購入) の状況について

物品調達は、各地域事務所ごとに行われているが、作業服等貸与品など、他の機関と発注数量を取りまとめて発注すれば安価に購入できることが期待できるものについては、他の機関と数量を取りまとめて調達できるよう、本庁に提案していただきたい。(総務局)

[第 3 参考資料：資料番号 2 参照]

イ 公用車の管理状況について

平成 19 年 4 月 1 日現在の公用車の台数は 52 台で、平成 16 年度に比べ 41 台削減されており、また、平成 19 年 4 月から 8 月までの公用車の稼働率は 56.2%となっている。しかし、局ごとの稼働率にはばらつきも見受けられることから、公用車の共有化を進めるなど、引き続き、効率的な管理に努めていただきたい。

[第 3 参考資料：資料番号 3 参照]

ウ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組まれており、コスト縮減額は、各部が定めた作成基準によりコスト縮減算定表を作成し、算出している。

平成 18 年度は、コスト縮減算定表の作成件数が作成基準によるコスト縮減算定表対象件数を下回る地域事務所があつたが、平成 19 年度は、概ね基準どおりコスト縮減算定表が作成されていた。

今後も引き続き、作成基準に従いコスト縮減算定表を作成し、コスト縮減に努めていただきたい。(農林局, 建設局)

[第3 参考資料: 資料番号4 参照]

エ 職員の意識改革について

官から民へ、国から地方へという時代の潮流の中で、危機的財政状態や市町への事務・権限の移譲に伴う事務事業の大幅な見直しなど、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化していることから、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

芸北地域事務所においても、職員の資質向上等に努められているところであるが、行政課題や施策目標に係る共通認識の深化を進めるため、職場研修や情報共有の強化になお一層取り組んでいただきたい。

オ 危機管理体制の強化について

災害等における危機管理対応については、確実な情報伝達と迅速な初動体制の構築が重要であることから、関係団体等との密接な連携のもと、地域事務所として迅速な対応ができるよう、組織内部の緊急連絡体制の確認を適宜行うとともに、権限移譲の進展により役割分担が変化した市町との連携確保のため、年度当初に市町との合同訓練を実施するなど、引き続き危機管理体制の強化に努めていただきたい。

カ 権限移譲の推進について

市町に対する事務・権限移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、移譲が進められているが、小規模市町において専門職員等の人材の確保や、職員研修体制の確保が困難である等の事務・権限移譲推進上の課題があり、移譲が進まない項目も見受けられるところである。

今後とも、近隣の市町との共同処理などを検討した上で、県と市町の間で十分な協議、調整を引き続き行い、事務・権限の移譲の推進に努めていただきたい。

3 東広島地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域 (平成19年4月1日現在)

局名等	所在地	所管区域
総務局	東広島市西条昭和町 13番10号	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
税務局		
厚生環境局 東広島地域保健所		
農林局		
建設局	東広島市西条昭和町 13番10号	【土木に関する事務】 東広島市 (港湾, 漁港及び海岸に関する事務を除く) 【建築に関する事務】 東広島市, 竹原市, 大崎上島町
建設局竹原支局	竹原市中央五丁目 6番28号	【土木に関する事務】 東広島市 (港湾, 漁港及び海岸に関する事務), 竹原市, 大崎上島町

- ・管内の状況 面積 796.90 k㎡ 人口 224,323人 (平成17年国勢調査)
- ・組織体制 5局, 1支局, 24課, 2事業所, 1事務所 305人 (平成19年4月1日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課
税務局	収納管理課, 課税課

厚生環境局 東広島地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課
農林局	農村振興課, 家畜保健衛生課 (家畜保健衛生所), 農村整備課, 林務課
建設局	管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 空港関連整備課, 建築課, 福富ダム 建設事業所, 椋梨ダム管理事務所
建設局竹原支局	建設総務課, 用地課, 維持管理課, 工務課, 仁賀ダム建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・長期継続契約の状況
- ・物品調達 (購入) の状況
- ・公用車の管理状況
- ・公共工事のコスト削減の取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 17 年 10 月)
個人県民税	241,384,856円	293,031,902円
法人県民税	3,929,480円	6,633,198円
個人事業税	24,119,989円	26,917,722円
法人事業税	3,837,900円	12,885,860円
不動産取得税	31,186,479円	48,601,784円
ゴルフ場利用税	54,600円	—
自動車税	65,491,715円	76,135,711円
不申告加算金	97,100円	48,100円
重加算金	58,100円	3,328,899円

(厚生環境局)

未熟児養育医療費負担金	4人 65,033円	3人 82,273円
生活保護費に係る戻入金・返還金	5人 1,148,719円	7人 1,610,419円
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 117,300円	1人 128,300円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	12人 4,147,950円	17人 4,519,890円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	57人 16,614,804円	59人 15,951,180円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 2,576,723円	3人 2,563,328円
母子福祉資金に係る違約金・延納利息	1人 31,300円	4人 90,700円
母子福祉資金に係る戻入金	2人 167,000円	2人 187,000円

(建設局)

道路使用料	2人 55,160円	3人 62,880円
河川使用料	14人 79,424円	20人 107,860円
砂防設備使用料	2人 5,010円	1人 480円

住宅使用料	9人	1,090,626円	7人	1,124,330円
駐車場使用料	4人	27,300円	3人	32,750円
雑収（違法放置物件の撤去費用）	1人	21,000円	1人	21,000円
(建設局竹原支局)				
道路使用料	2人	43,080円	1人	15,400円
河川使用料	1人	3,060円	1人	160円
公有水面使用料	1人	15,480円		—

イ 委託契約の契約変更について

道路情報盤保守点検業務の委託契約において、別に工事請負契約を締結して行うべき機器の移転を変更契約で処理しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・一般国道375号外 道路維持修繕（付属物維持）事業に伴う道路情報盤保守点検業務

ウ 委託契約の履行確認について

庁舎機械警備業務の委託契約において、書面による実績報告の提出を受けて履行を確認することとしているが、書面による実績報告の提出を受けず履行を確認していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・東広島家畜保健衛生所庁舎機械警備業務
- ・福富ダム建設事業所庁舎機械警備業務

【意見】

ア 公用車の管理状況について

平成19年9月1日現在の公用車の台数は64台で、平成16年度に比べ34台削減されている。しかし、平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は47.8%と、目安とされている60%を大きく下回っている。

このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。

[第3 参考資料：資料番号3参照]

イ 公債権の滞納繰越額の縮減について

公債権（滞納処分の例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあった。児童扶養手当や道路使用料、河川使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局、建設局竹原支局）

ウ 使用見込みのない重要物品について

東広島家畜保健衛生所が保管する重要物品9点のうち、2点は平成18年度の使用実績がなかった。機器が古く陳腐化しているものなど、今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。（農林局）

エ 河川の不法占用について

河川の使用において不法占用となっているものがあった。「河川における不法行為対策指針」（平成17年11月改訂。以下「指針」という。）に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあった。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。（建設局、建設局竹原支局）

(3) 付 記

ア 物品調達（購入）の状況について

物品調達は、各地域事務所ごとに行われているが、作業服等貸与品など、他の機関と発注数量を取りまとめて発注すれば安価に購入できることが期待できるものについては、他の機関と数量を取りまとめて調達できるよう、本庁に提案していただきたい。（総務局）

[第3 参考資料：資料番号2参照]

イ 公共工事のコスト削減の取組状況について

公共工事のコスト削減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト削減プログラム」に基づき取り組まれており、コスト削減額は、各部が定めた作成基準によりコスト削減算定表を作成し、算出している。

平成18年度は、コスト削減算定表の作成件数が作成基準によるコスト削減算定表対象件数を下回る地域事務所があったが、平成19年度は、概ね基準どおりコスト削減算定表が作成されていた。

今後も引き続き、作成基準に従いコスト削減算定表を作成し、コスト削減に努めていただきたい。（農林局、建設局、建設局竹原支局）

[第3 参考資料：資料番号4参照]

ウ 職員の意識改革について

官から民へ、国から地方へという時代の潮流の中で、危機的財政状態や市町への事務・権限の移譲に伴う事務事業の大幅な見直しなど、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化していることから、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進する必要がある。

東広島地域事務所においても、職員の資質向上等に努められているところであるが、行政課題や施策目標に係る共通認識の深化を進めるため、職場研修や情報共有の強化になお一層取り組んでいただきたい。

エ 危機管理体制の強化について

災害等における危機管理対応については、確実な情報伝達と迅速な初動体制の構築が重要であることから、関係団体等との密接な連携のもと、地域事務所として迅速な対応ができるよう、組織内部の緊急連絡体制の確認を適宜行うとともに、権限移譲の進展により役割分担が変化した市町との連携確保のため、年度当初に市町との合同訓練を実施するなど、引き続き危機管理体制の強化に努めていただきたい。

オ 権限移譲の推進について

市町に対する事務・権限移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、移譲が進められているが、小規模市町において専門職員等の人材の確保や、職員研修体制の確保が困難である等の事務・権限移譲推進上の課題があり、移譲が進まない項目も見受けられるところである。

今後とも、近隣の市町との共同処理などを検討した上で、県と市町の間で十分な協議、調整を引き続き行い、事務・権限の移譲の推進に努めていただきたい。（税務局を除く全局）

4 福山地域事務所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・所在地、所管区域（平成19年4月1日現在）

局名等	所在地	所管区域
総務局	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡神石高原町
税務局		
厚生環境局		
福山地域保健所		
農林局		
建設局		

- ・管内の状況 面積 1,095.56 k m² 人口 515,865 人 (平成 17 年国勢調査)
- ・組織体制 5 局, 30 課, 1 班, 1 事業所, 1 事務所 348 人 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

局名等	課名等
総務局	総務課, 経理課, 企画調整課, 商工労働課
税務局	特別滞納整理班, 税務管理課, 収納課, 事業税課, 不動産税課, 自動車税課
厚生環境局 福山地域保健所	厚生推進課, 福祉課, 保健課, 生活衛生課, 環境管理課, 試験検査課
農林局	農村振興課, 水産課, 家畜保健衛生課 (家畜保健衛生所), 農村整備第一課, 農村整備第二課, 林務第一課, 林務第二課, 三川ダム管理事務所
建設局	管理課, 用地第一課, 用地第二課, 維持課, 工務第一課, 工務第二課, 港湾課, 建築課, 福山幹線道路建設事業所

イ 地域事務所重点監査項目

- ・長期継続契約の状況
- ・物品調達 (購入) の状況
- ・公用車の管理状況
- ・職員駐車場の設置管理状況
- ・公共工事のコスト縮減の取組状況

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(税務局)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 (平成 17 年 11 月)
個人県民税	521,422,734 円	593,197,827 円
法人県民税	30,240,363 円	23,628,319 円
個人事業税	107,250,173 円	152,318,951 円
法人事業税	117,509,658 円	46,574,545 円
不動産取得税	176,895,579 円	225,764,465 円
自動車税	171,536,510 円	223,017,946 円
過少申告加算金	24,000 円	28,400 円
不申告加算金	536,156 円	484,456 円
重加算金	57,189,513 円	37,514,376 円

(厚生環境局)

未熟児養育医療費負担金	1 人 51,000 円	1 人 51,000 円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	23 人 7,431,487 円	22 人 6,943,353 円
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	36 人 7,794,040 円	45 人 9,556,600 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	43 人 9,953,397 円	41 人 8,265,636 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	2 人 591,718 円	2 人 591,718 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	25 人 1,684,842 円	26 人 2,267,474 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2 人 130,778 円	2 人 251,178 円

(建設局)

道路使用料	16 人 4,527,670 円	20 人 5,361,310 円
河川使用料	12 人 938,060 円	10 人 858,940 円
公有水面使用料	1 人 925 円	1 人 925 円
海岸使用料	1 人 840 円	1 人 840 円

住宅使用料	204人	26,735,835円	177人	25,246,859円
駐車場使用料	122人	2,945,898円	89人	1,411,260円
港湾施設使用料	6人	3,464,922円	4人	2,748,578円

イ 委託契約における再委託の承諾について

次の委託契約において、受託者から再委託に係る委託申告書は提出されていたが、契約書に定める再委託の書面による承諾を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。(総務局)

- ・電気・機械設備運転監視，機械設備保全業務（平成19年度～20年度長期継続契約）

ウ 委託契約における事務処理について

(ア) 委託契約に当たっては、契約の方法や内容を執行伺いで定め、契約の相手方を決定し、契約伺いにより決裁を得てから契約を締結すべきであるが、平成18年度の福山地域事務所所管庁舎に係る庁舎管理業務委託契約（合計13件（うち長期継続契約8件））において、平成18年4月1日付けで執行伺いと契約伺いを一つの起案により処理し、平成18年4月1日付けで契約を締結していた。また、長期継続契約については、業務開始初年度の予算成立前でも契約の締結が可能であること、受託業者の準備期間を確保する必要があることから、業務開始の1か月程度前には契約手続を行う必要があった。適正な事務処理に努められたい。

なお、長期継続契約のうち3件は1者との随意契約により長期継続契約を締結しているが、そのうち1件については1年当たりの委託料は前年度と同額で、県にとって有利な契約となっていない。長期継続契約は、長期の契約による割引、相手方の技術蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現を期待するものであるから、締結に当たっては、県にとって有利な契約となるか検討する必要がある。(総務局)

[第3 参考資料：資料番号1参照]

(イ) 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして1者から見積書を徴取して随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(農林局，建設局)

① 三川ダム流入物処理業務委託（平成18年度）	農林局
② 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業三川2期地区採択申請資料等作成業務委託（平成19年度）	農林局
③ 福山港福山みなと公園管理業務委託（平成18年度）	建設局

エ 委託契約における業務内容の明確化について

次の委託契約において、委託業務の対象となる「路線河川名等」及び「委託業務場所」が契約書に明記されていなかった。業務の適正な執行を図るため、委託契約の締結に当たっては、委託業務の対象となる「路線河川名等」などを契約書で明確にする必要がある。(建設局)

- ・総合評価方式に係る技術審査等業務委託契約（平成19年度）

オ 工事請負契約における事務処理について

主たる業務が施設の定期点検・保守作業であることから業務委託契約とすべきであるところ、工事請負契約としていたものがあつた。

その結果、業務委託契約であれば予定価格が100万円を超えることから競争入札として処理されるところ、予定価格250万円以下の工事請負契約としたため、3者から見積書を徴し、随意契約により契約していた。適正な事務処理に努められたい。(建設局)

- ・福山港福山みなと公園管理工事（平成19年度）

【意見】

ア 公用車の管理状況について

平成19年9月1日現在の公用車の台数は75台で、平成16年度に比べ36台削減されている。しかし、平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は48.9%と、目安とされている60%を大きく下回っている。

このため、各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに、共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。

[第3 参考資料：資料番号3参照]

イ 公債権の滞納繰越額の縮減について

公債権（滞納処分例により処理できる債権）の滞納債権の管理において、滞納者の実態把握や督促状の送付が行われていないものがあった。児童扶養手当や道路使用料、港湾施設使用料などの公債権は、税と同様に法律による自力執行権が認められていることから、差押等滞納処分を前提として督促状の送付や滞納者の財産調査を行うなど徴収の取組を強化し、滞納繰越額の縮減に努める必要がある。（厚生環境局、建設局）

ウ 契約における事務処理について

予定価格100万円以下の次の長期継続契約において、1者のみから見積書を徴取して契約しているが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。（農林局）

・三川ダム管理事務所自家用電気工作物保安管理業務委託契約（平成18～19年度）

エ 河川の不法占用について

河川の使用において不法占用となっているものがあった。「河川における不法行為対策指針」（平成17年11月改訂。以下「指針」という。）に基づく不法行為の類型区分は行われていたが、類型別の処理方針に従った処理が行われていないものがあった。河川管理の適正化を図るため、当面、指針に基づいた処理を徹底する必要がある。（建設局）

(3) 付記

ア 物品調達（購入）の状況について

物品調達は、各地域事務所ごとに行われているが、作業服等貸与品など、他の機関と発注数量を取りまとめて発注すれば安価に購入できることが期待できるものについては、他の機関と数量を取りまとめて調達できるよう、本庁に提案していただきたい。（総務局）

[第3 参考資料：資料番号2参照]

イ 公共工事のコスト縮減について

公共工事のコスト縮減については、平成16年3月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組まれており、コスト縮減額は、各部が定めた作成基準によりコスト縮減算定表を作成し、算出している。

平成18年度は、コスト縮減算定表の作成件数が作成基準によるコスト縮減算定表対象件数を下回る地域事務所があったが、平成19年度は、概ね基準どおりコスト縮減算定表が作成されていた。

今後も引き続き、作成基準に従いコスト縮減算定表を作成し、コスト縮減に努めていただきたい。（農林局、建設局）

[第3 参考資料：資料番号4参照]

ウ 職員の意識改革について

官から民へ、国から地方へという時代の潮流の中で、危機的財政状態や市町への事務・権限の移譲に伴う事務事業の大幅な見直しなど、県を取り巻く環境が急激かつ大きく変化していることから、職員一人ひとりの意識改革を進め、事務事業の一層の透明性の向上と効率化を図り、県民の視点に立った施策を推進

する必要がある。

福山地域事務所においても、職員の資質向上等に努められているところであるが、行政課題や施策目標に係る共通認識の深化を進めるため、職場研修や情報共有の強化になお一層取り組んでいただきたい。

エ 危機管理体制の強化について

災害等における危機管理対応については、確実な情報伝達と迅速な初動体制の構築が重要であることから、関係団体等との密接な連携のもと、地域事務所として迅速な対応ができるよう、組織内部の緊急連絡体制の確認を適宜行うとともに、権限移譲の進展により役割分担が変化した市町との連携確保のため、年度当初に市町との合同訓練を実施するなど、引き続き危機管理体制の強化に努めていただきたい。

オ 権限移譲の推進について

市町に対する事務・権限移譲については、平成16年11月に策定された「分権改革推進計画」に基づき、移譲が進められているが、小規模市町において専門職員等の人材の確保や、職員研修体制の確保が困難である等の事務・権限移譲推進上の課題があり、移譲が進まない項目も見受けられるところである。

今後とも、近隣の市町との共同処理などを検討した上で、県と市町の間で十分な協議、調整を引き続き行い、事務・権限の移譲の推進に努めていただきたい。

5 東京事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡
県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備
県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
企業立地に関し本県と関係方面の間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
- ・組織体制 8課2担当（総務課，文教課，企画課，環境生活課，福祉保健課，商工労働課，農林水産課，土木課，企業誘致担当，観光物産担当）
- ・職員数 15人（平成19年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

「広島ゆめてらす」の運営について

首都圏における県内産品の販路拡大の支援や広島観光情報の発信のため、アンテナショップ「広島ゆめてらす」を設置し、民間業者に委託して運営しているが、運営に係る収支は年間約4千万円の赤字となっている。

アンテナショップは顧客の反応や消費動向を調べるために設ける店舗であり、収益を上げることを目的とするものではないが、県の財政が依然として厳しい状況にあることから、「広島ゆめてらす」がアンテナショップとして果たしてきた機能を分析するとともに、その効率的な運営方法について検討する必要がある。

(3) 付記

UJIターン就職の促進について

首都圏に在住する本県への就職希望者を対象に求人情報等の提供や就職に係る相談を行うため東京事務所に職業アドバイザーを設置しているが、相談業務の実施に当たっては平成19年4月に民間業者に委託し開設された「広島暮らしサポートデスク」と緊密に連携し、UJIターン就職の促進を図っていただきたい。

※ 「広島暮らしサポートデスク」

県外から県内への交流・定住人口の拡大を図るため、東京・大阪・名古屋・福岡の大都市圏等に交流・定住の相談窓口として開設し、県内の仕事、住まい、生活関連情報の提供を行っている。

6 三次高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 三次市十日市南六丁目 14 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課、訓練課）
- ・ 職員数 14 人（2 人）
〔平成 19 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は職業訓練講師（日額・時間講師）の数〕
- ・ 職業訓練実施状況（平成 18 年度）

ア 施設内訓練

科 名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
自動車整備科	1 年	20	14	11	10	10
建築科	1 年	20	14	13	12	12
エクステリア左官科	1 年	10	11	10	7	7
溶接技術科	前期	6 か月	15	18	17	12
	後期	6 か月	15	20	17	15
OA事務科	前期	6 か月	20	54	20	18
	後期	6 か月	20	39	20	13
合 計		120	170	108	95	87

（注）就業者数は、修了 2 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

イ 委託訓練

訓 練 科 目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
介護サービス科等 5 科	3, 4 か月	102	122	94	83	41

（注）就業者数は、修了 2 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

講 座 名 等	訓練時間	定 員	受講者数	修了者数
福祉住環境コーディネーター等 6 講座	12～26 時間	85	112	94

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 芸北教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校の教育指導及び生徒指導
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事、研修及び給与に関すること
- ・ 所在地 広島市安佐北区可部四丁目 6 番 18 号
- ・ 所管区域 安芸高田市、安芸太田町、北広島町
- ・ 組織体制 2 課（総務課、教育指導課）
- ・ 職員数 18 人（平成 19 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計、町教育委員会派遣 1 名を含む。）
- ・ 主な事業実績（平成 18 年度）
管内の市町教育長、小中学校教職員を対象とした会議及び研修会等の実施 96 回
学校訪問指導

小 学 校		中 学 校	
学校数	訪問回数	学校数	訪問回数
40校	190回	13校	95回

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 祇園北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区祇園八丁目 25 番 1 号
- ・教職員数 62 人 (18 人)

[平成 19 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は, 非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	320	320	320	960
生徒数	(人)	320	318	313	951
充足率	(%)	100.0	99.4	97.8	99.1
進 学 就 職	大学・短大	271 人		(77.9%)	
	専修・各種	71 人		(20.4%)	
	就 職	4 人		(1.1%)	
	その他	2 人		(0.6%)	
退学者	(人)	4 (1)			
休学者	(人)	3			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 19 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 18 年度 (平成 19 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

参考資料

監査の結果等参考資料

資料番号

1

地域事務所 重点監査項目	長期継続契約の締結状況について
監査の趣旨	仕様や積算は適切か、経済的、質的に有利な契約となっているか、など、長期継続契約の締結に向けた検討が十分に行われているか監査した。
監査対象機関	呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、福山地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は、対象地域事務所対象局

監査の結果

【指摘事項】

(福山地域事務所)

《委託契約における事務処理について》

委託契約に当たっては、契約の方法や内容を執行伺いで定め、契約の相手方を決定し、契約伺いにより決裁を得てから契約を締結すべきであるが、平成18年度の福山地域事務所所管庁舎に係る庁舎管理業務委託契約（合計13件（うち長期継続契約8件））において、平成18年4月1日付けで執行伺いと契約伺いを一つの起案により処理し、平成18年4月1日付けで契約を締結していた。

また、長期継続契約については、業務開始初年度の予算成立前でも契約の締結が可能であること、受託業者の準備期間を確保する必要があることから、業務開始の1か月程度前には契約手続を行う必要があった。適正な事務処理に努められたい。

なお、長期継続契約のうち3件は1者との随意契約により長期継続契約を締結しているが、そのうち1件については1年当たりの委託料は前年度と同額で、県にとって有利な契約となっていない。長期継続契約は、長期の契約による割引、相手方の技術蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的、質的に有利な契約の実現を期待するものであるから、締結に当たっては、県にとって有利な契約となるか検討する必要がある。（総務局）

事業の概要（背景・現状）

1 長期継続契約締結の趣旨

ア 複数年の契約により、長期の契約による割引、相手方の技術の蓄積による業務の効率化、サービスの質の向上等の経済的・質的に有利な契約が期待できる。

イ 翌年度以降の予算として議会で議決される前の契約が可能であり、当初予算成立前でも入札の執行・契約の締結ができる。このため、4月1日から業務開始の契約について、一般競争入札を導入したり、落札から業務開始まで業者が準備する期間を確保することができるため、業者間の競争性を高めることが期待できる。

2 地域事務所の委託業務における長期継続契約締結状況

平成18年及び平成19年度において、単年度契約から長期継続契約に移行した委託契約は17件あるが、そのうち14件で、年間当たりの契約額が前回契約額を下回っており、長期継続契約の導入に伴う契約の適正化が図られたものと考えられる。

長期継続契約に移行し、契約額が前回契約額を下回っていないものが3件あるが、そのうち1件は、福山地域事務所の1者との随意契約で、前回契約と同金額となっている。残りの2件については、複数業者からの見積りによる随意契約で前回契約額を上回っている。

【単年度契約から長期継続契約に移行した委託契約の状況】（平成18年度及び19年度）

今回契約額の前回契約額との増減比率（％）		長期継続契約締結件数				
		呉	芸北	東広島	福山	合計
増 減 比	0%以上～	—	1	1	1	3
	△5%～0%未満	1	1	—	3	5
	△10%～△5%	—	1	—	1	2
	△15%～△10%	—	—	2	1	3
	△20%～△15%	—	—	—	—	—
	～△20%	1	—	2	1	4
小 計		2	3	5	7	17
新 規 契 約		—	—	—	5	5
複数年契約の継続		3	3	1	5	12
合 計		5	6	6	17	34

注1：「今回契約額」は長期継続契約の1年分相当額

注2：「複数年契約の継続」は前回契約が債務負担行為予算計上による複数年契約であったもの

監査の結果等参考資料

資料番号

2

地域事務所 重点監査項目	物品調達（購入）の状況について
監査の趣旨	物品購入の時期や数量、予定価格の算定方法、指名業者の選定方法、随意契約における見積業者数や見積業者の選定方法などについて監査した。
監査対象機関	呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、福山地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は、対象地域事務所対象局
1 監査の結果	特に指摘すべき事項はなかった。
2 付 記	<p>(呉地域事務所、芸北地域事務所、東広島地域事務所、福山地域事務所)</p> <p>物品調達は、各地域事務所ごとに行われているが、作業服等貸与品など、他の機関と発注数量を取りまとめて発注すれば安価に購入できることが期待できるものについては、他の機関と数量を取りまとめて調達できるよう、本庁に提案していただきたい。(総務局)</p>

事業の概要（背景・現状）

物品調達（購入）の状況（平成19年4月～8月）

地域事務所別の物品調達（購入）一覧表（予定価格10万円以上のもの）

（単位：件、円）

	呉		芸北		東広島		福山	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
制服等の貸与品	6	916,800	5	1,088,953	2	280,140	1	376,918
ガソリン	1	4,123,350	2	7,605,370	2	5,925,600	3	7,523,260
プロパンガス					1	735,000		
A重油			2	2,548,410	1	3,018,750		
PPC用紙	1	1,539,720			2	1,643,280	1	2,212,880
トナーカートリッジ			2	180,180				
行政概要等印刷物	4	427,000	1	210,000	4	715,225	2	249,500
フィルム現像・焼付け							1	186,300
ゴム印							1	201,967
新聞・本	6	1,771,816	4	1,548,060				
フェリー券					6	747,520		
蛍光灯					1	119,600		
薬品・資材・材料等	1	124,950	2	201,600	4	706,355		
複写機消耗品代			5	4,166,532				
複写機賃借料			2	560,700	4	1,536,292		
備品	1	157,500	3	691,320	1	260,400		
合 計	20	9,061,136	28	18,801,125	28	15,688,162	9	10,750,825

(注) 単価契約した物品については、単価×購入予定数量により金額を計算している。

監査の結果等参考資料

資料番号

3

地域事務所 重点監査項目	公用車の管理状況について
監査の趣旨	公用車の適正配置，使用の効率化が図られているか，見直しは行われているか，稼働率が上がっているか監査した。
監査対象機関	呉地域事務所，芸北地域事務所，東広島地域事務所，福山地域事務所
監査の結果等	※（ ）内は，対象地域事務所
<p>1 監査の結果</p> <p>【意見】</p> <p>(呉地域事務所) 平成19年9月1日現在の公用車の台数は47台で，平成16年度に比べ41台削減されている。しかし，平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は45.1%と，目安とされている60%を大きく下回っている。このため，各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに，共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p> <p>(東広島地域事務所) 平成19年9月1日現在の公用車の台数は64台で，平成16年度に比べ34台削減されている。しかし，平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は47.8%と，目安とされている60%を大きく下回っている。このため，各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに，共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p> <p>(福山地域事務所) 平成19年9月1日現在の公用車の台数は75台で，平成16年度に比べ36台削減されている。しかし，平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は48.9%と，目安とされている60%を大きく下回っている。このため，各局に配置されている公用車の利用状況を個別に確認するとともに，共有化の促進と市町への事務移譲等による業務量の変化を踏まえた更なる削減を行う必要がある。</p> <p>2 付 記</p> <p>(芸北地域事務所) 平成19年4月1日現在の公用車の台数は52台で，平成16年度に比べ41台削減されており，また，平成19年4月から8月までの公用車の稼働率は56.2%となっている。しかし，局ごとの稼働率にはばらつきも見受けられることから，公用車の共有化を進めるなど，引き続き，効率的な管理に努めていただきたい。</p>	

事業の概要（背景・現状）

1 公用車の台数

平成19年9月1日現在の公用車の台数は，呉地域事務所が47台，芸北地域事務所が52台，東広島地域事務所が64台，福山地域事務所が75台で，平成16年4月1日現在に比べ，呉地域事務所及び芸北地域事務所が41台，東広島地域事務所が34台，福山地域事務所が36台削減している。

	H16 (A)	H17	H18	H19	H19.9.1 現在 (B)	B-A
呉	88台	61台	50台	47台	47台	△41台
芸北	93台	73台	61台	52台	52台	△41台
東広島	98台	82台	73台	64台	64台	△34台
福山	111台	102台	92台	80台	75台	△36台

注) H16～H19の台数は，4月1日現在

2 公用車の稼働率

平成 18 年度の稼働率は、呉地域事務所及び芸北地域事務所は平成 16 年度と比べ 10 ポイント近く上昇し、いずれも 56% 台となっている。一方、東広島地域事務所及び福山地域事務所は平成 16 年度と余り変化がなく、いずれも 50% 程度にとどまっている。

なお、平成 19 年 4 月から 8 月までの稼働率は、いずれも平成 18 年度に比べ低下しており、芸北地域事務所以外の地域事務所では、50% を下回っている。

	16 年度 (A)	17 年度	18 年度 (B)	B-A	19 年 4 月～8 月	19 年度の 予想稼働率
呉	46.6%	50.4%	56.4%	9.8 ポイント	45.1%	60.0%
芸北	48.4%	51.3%	56.8%	8.4 ポイント	56.2%	66.6%
東広島	47.5%	50.9%	50.0%	2.5 ポイント	47.8%	57.0%
福山	53.0%	52.8%	49.0%	△4.0 ポイント	48.9%	56.4%

注) 19 年度の予想稼働率は、18 年度の稼働実績をもとに算出

3 地域事務所の局ごとの公用車の台数及び稼働率の状況 (平成 18 年度)

(1) 呉地域事務所

地区	局, 支局等名	台数		稼働率	
		H16.4.1	H19.4.1	16 年度	18 年度
呉	総務局	4 台	2 台	37.0%	49.8%
	税務局	6 台	3 台	30.7%	63.4%
	厚生環境局	16 台	7 台	46.6%	54.0%
	農林局	31 台	17 台	46.2%	58.2%
	建設局	21 台	17 台	53.6%	54.6%
	呉庁舎計	78 台	46 台	46.4%	56.4%
その他	建設局野呂川ダム管理事務所	1 台	1 台	73.3%	54.3%
	建設局大柿支局	9 台	—	44.9%	—
合 計		88 台	47 台	46.6%	56.4%

(2) 芸北地域事務所

地区	局, 支局等名	台数		稼働率	
		H16.4.1	H19.4.1	16 年度	18 年度
可部	総務局	3 台	2 台	29.8%	50.7%
	税務局	7 台	4 台	29.0%	57.7%
	厚生環境局	15 台	8 台	37.8%	50.4%
	農林局	43 台	25 台	50.2%	53.1%
	可部庁舎計	68 台	39 台	44.5%	52.9%
その他	建設局 (加計)	15 台	13 台	69.1%	70.0%
	建設局 (吉田)	10 台	—	73.6%	—
合 計		93 台	52 台	48.4%	56.8%

(3) 東広島備北地域事務所

地区	局, 支局等名	台数		稼働率	
		H16.4.1	H19.4.1	16 年度	18 年度
東 広 島	総務局	3 台	3 台	29.7%	36.3%
	税務局	5 台	4 台	54.4%	43.0%
	厚生環境局	20 台	12 台	42.2%	46.0%
	農林局	30 台	17 台	50.6%	52.0%
	建設局	21 台	15 台	52.3%	50.6%
	東広島庁舎計	79 台	51 台	49.7%	48.8%

その他	建設局竹原支局	16台	10台	39.4%	51.2%
	建設局福富ダム管理事務所	2台	3台	72.7%	79.4%
	建設局椋梨ダム管理事務所	1台	—	55.1%	—
合 計		98台	64台	47.5%	50.0%

(4) 福山地域事務所

地区	局, 支局等名	台数		稼働率	
		H16.4.1	H19.4.1	16年度	18年度
福山	総務局	5台	3台	48.5%	55.7%
	税務局	12台	8台	41.9%	43.3%
	厚生環境局	19台	13台	52.6%	46.8%
	農林局	30台	14台	51.6%	49.4%
	建設局	36台	34台	59.4%	49.5%
	福山庁舎計	102台	72台	53.3%	48.6%
その他	農林局家畜保健衛生課	8台	7台	51.4%	56.3%
	農林局三川ダム管理事務所	1台	1台	42.0%	28.6%
合 計		111台	80台	53.0%	49.0%

4 公用車の削減の状況等

地域事務所における公用車の配置・使用等の見直しについて、昨年度の本庁監査の結果を受け、総務部長外3部長連名で、「16年度削減計画の予想稼働率（全体：60%）を目安に、執行体制や業務内容を勘案のうえ、各部ごとに引き続き配置・使用等の見直しを行う。」よう各地域事務所長に通知され、この通知に基づき、各地域事務所では公用車の削減を行っている。

削減後の予想稼働率は、呉地域事務所が60.0%、芸北地域事務所が66.6%、東広島地域事務所が57.0%、福山地域事務所が56.4%となるが、平成19年4月から8月までの稼働率は、いずれも平成18年度に比べ低下しており、芸北地域事務所以外の地域事務所では、いずれも50%を下回っている。

監査の結果等参考資料

資料番号

4

地域事務所 重点監査項目	公共工事のコスト縮減について
監査の趣旨	「広島県公共事業コスト縮減プログラム」等に基づく取組が適切に行われているか監査した。
監査対象機関	呉地域事務所, 芸北地域事務所, 東広島地域事務所, 福山地域事務所
監査の結果等	※ () 内は, 対象地域事務所対象局
1 監査の結果	特に指摘すべき事項はなかった。
2 付 記	<p>(呉地域事務所, 芸北地域事務所, 東広島地域事務所, 福山地域事務所)</p> <p>公共工事のコスト縮減については, 平成 16 年 3 月に策定された「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき取り組まれており, コスト縮減額は, 各部が定めた作成基準によりコスト縮減算定表を作成し, 算出している。</p> <p>平成 18 年度は, コスト縮減算定表の作成件数が作成基準によるコスト縮減算定表対象件数を下回る地域事務所があったが, 平成 19 年度は, 概ね基準どおりコスト縮減算定表が作成されていた。</p> <p>今後も引き続き, 作成基準に従いコスト縮減算定表を作成し, コスト縮減に努めていただきたい。(農林局, 建設局(支局))</p>

事業の概要(背景・現状)

○ 公共工事のコスト縮減について

現下の厳しい財政状況の下で着実な社会資本整備を進めていくためには, 限られた財源を有効に活用し, 効率的な公共事業を推進する必要があるため, 平成 16 年 3 月に「広島県公共事業コスト縮減プログラム」を策定した。

(1) 「広島県公共事業コスト縮減プログラム」(平成 16 年 3 月策定) の目標

重点目標	平成 16～平成 18 年度までの 3 ヶ年で平成 15 年度に対し, 総合コスト 10% の縮減
全体目標	平成 16～平成 20 年度までの 5 ヶ年で平成 15 年度に対し, 総合コスト 15% の縮減

(2) 取組実績

平成 19 年度のコスト縮減額等 (8 月末現在)

(単位: 千円, %)

区 分	全体工事金額 (縮減前)	コスト 縮減額	コスト 縮減率	コスト縮減算定表の作成件数等			コスト縮減検討会 開催回数(検討件 数)
				総工事 件 数	算定表 作成対象 件 数	算定表 作 成 件 数	
東広島地域事務所	7,159,944	1,769,730	24.7	65	27	26	14 回 (18 件)
農林局	921,504	285,292	31.0	17	7	7	6 回 (8 件)
建設局	4,833,588	1,337,046	27.7	18	14	14	3 回 (4 件)
建設局竹原支局	1,404,852	147,392	10.5	30	6	5	5 回 (6 件)
呉地域事務所	5,664,950	1,006,140	17.8	81	36	36	10 回 (14 件)
農林局	3,853,909	647,544	16.8	47	26	26	3 回 (4 件)
建設局	1,811,041	358,596	19.8	34	10	10	7 回 (10 件)

福山地域事務所	3,511,271	323,562	9.2	101	23	24	12回 (31件)
農林局	1,113,223	139,892	12.6	22	13	14	3回 (13件)
建設局	2,398,048	183,670	7.7	79	10	10	9回 (18件)
芸北地域事務所	3,327,906	298,829	9.0	86	28	37	13回 (14件)
農林局	1,465,747	165,904	11.3	38	13	20	6回 (3件)
建設局	1,862,159	132,925	7.1	48	15	17	7回 (11件)

(参考1) 農林水産部・土木関係3部におけるコスト縮減算定表の作成基準

農 林 水 産 部	土 木 関 係 3 部
【漁港事業以外】 ・設計金額3千万円以上の全ての工事 【漁港事業】 ・設計金額1億円以上の全ての工事 ・設計金額5千万円～1億円の3割程度の工事 件数	【港湾事業以外】 ・設計金額5千万円以上の全ての工事 ・設計金額3千万円～5千万円の3割程度の 工事件数 【港湾事業】 ・設計金額1億円以上の全ての工事 ・設計金額5千万円～1億円の3割程度の工事 件数

(参考2) 農林水産部・土木関係3部におけるコスト縮減検討会の開催基準

農 林 水 産 部	土 木 関 係 3 部
【発注前段階】 ・設計金額1億円以上 (漁港事業は2億円以上) 又は高度・特殊な工事 【計画・設計段階】 ・農道：L=500m以上 治山：本工事費5千万円以上など	【発注前段階】 ・設計金額1億円以上 (漁港事業は2億円以上) 又は高度・特殊な工事 【計画・設計段階】 ・ダム事業,流域下水道,公園事業：全ての工事など